

南相馬市消防団協力事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、南相馬市消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所として認定するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又は各種学校、各種協同組合若しくは特殊法人等をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定したもの(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所認定証 協力事業所に対して、消防団活動に協力している証として交付する認定証(以下「認定証」という。)をいう。

(認定の申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、市長に南相馬市消防団協力事業所認定申請書(様式第1号)により申請を行うものとする。

- 2 消防団長は、次条に定める認定基準を満たす事業所等について、事前に当該事業所等の意思を確認した上で、南相馬市消防団協力事業所推薦調書(様式第2号)により、市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合で、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

(1) 南相馬市消防団に在籍している従業員の人数又は割合が、次表に掲げるとおりである事業所等

事業所等規模	南相馬市消防団に在籍している人数又は割合
従業員数 20人未満	2人以上
従業員数 20人以上100人未満	従業員数の10%又は5人以上
従業員数 100人以上300人未満	従業員数の5%又は10人以上
従業員数 300人以上	従業員数の5%以上

(2) 従業員の消防団活動について、次に掲げる事項を満たしている事業所等

ア 勤務時間中の出勤等について配慮をしていること。

イ 消防団活動を、地域貢献活動として評価し、昇進、賃金、労働時間、その他の処遇の扱いが不利にならないよう配慮していること。

(3) 次に掲げる事項について、消防団に協力している事業所等

ア 災害時において、事業所等の所有している重機、防災資機材等を提供していること。

イ 消防団の訓練等において、事業所等敷地を使用させていること。

(4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること。

(審査)

第5条 市長は、第3条の申請又は推薦があったときは、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

2 審査に当たっては、申請又は推薦事業所等が消防関係法令に違反する事実があるかどうか、消防機関に照会するものとする。

(認定証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行うことが適当と認めるときは、当該事業所に南相馬市消防団協力事業所認定証(様式第3号)を交付するものとする。

(認定証交付整理簿の備付け)

第7条 認定証の交付に際して、市長は、南相馬市消防団協力事業所認定証交付整理簿(様式第4

号)を備え付け、認定証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定の日から2年を満了する日又は次条の規定による認定の取消しの日の前日までとする。

2 協力事業所に認定された事業所等は、認定の有効期間が満了する1月前から、第3条の規定により、認定証の交付を申請できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止若しくは休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により認定を受けたとき、又は協力事業所としての認定が適当でないときと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は事業所等に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、認定証を市長へ返還しなければならない。

(所掌)

第10条 この告示に関する事務は、消防団担当課において所掌する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)